

ITによる遠隔地ADRの実情

～弁護士会金融ADR・国際家事ADRにおける
Skype(スカイプ)利用の実際

一般財団法人日本ADR協会理事
東京大学先端科学技術研究センター
特任教授 渡部 晃



弁護士会ADRの 金融ADRに対する取り組み

弁護士会ADRの金融ADRに対する取 り組み(1)

弁護士会仲裁センター等の設置の概況

33弁護士会36センター(2018年5月31日現在)

全国弁護士会52会中、33弁護士会が設置済

金融ADR制度については、金融商品取引法のほか、銀行法、保険業法など16の業法において金融ADRに関する規定を新たに設け、金融ADR制度を業法上の枠組みとして整備した(施行期日2010年10月1日)。

弁護士会ADRの金融ADRに対する取 り組み(2)

指定紛争解決機関が存在しない場合(第2種証券業者等、協同組織の金融機関〔信用金庫、信用組合、JAバンク、JFマリンバンク、労働金庫など〕)には、弁護士会仲裁センター等が紛争解決措置として、内閣府令で列挙された。

「指定紛争解決機関」の存在しない業態の多数の金融機関や金融機関団体から、東京三会の「弁護士会仲裁センター」等をはじめとして、各地の「弁護士会紛争解決センター」等にたいし、「金融ADR」に関する協定書締結の申し入れがあった。

弁護士会ADRの金融ADRに対する 取り組み(3)

- 金融ADRに関する金融機関からの協定申し入れ件数(団体も含む)は、全国で846件であり、協定締結数は、712件となっている(2018年5月末現在)。
- 東京三会金融ADRと契約関係にある金融機関数は、個社(527社)と金融団体傘下の個社(787社)、合計で1314社となっている(2018年5月末現在)。

弁護士会ADRの金融ADRに対する 取り組み(4)

- **資金決済に関する法律等の改正(2018年4月1日施行)により「仮想通貨交換業」が、金融ADR措置の対象となり東京三会とみなし業者を含め21業者が協定書締結(6社審査中)(登録業者とは16社中15社と締結)。**
- **業者と顧客との取引は、ネットを通じておこなわれるため、仮想通貨交換業における金融ADRでは、遠隔地調停(現地調停)のシステムが不可欠。**

弁護士会ADRの金融ADRに対する 取り組み(5)

- **IT(SKYPE)利用による遠隔地ADR(調停)が必要な業態は、次の3業態類型等に集約される。**
- **協同組織の金融機関(信用金庫、信用組合、JAバンク、JFマリンバンク、労働金庫など)の全国団体(東京三会と金融ADRに関する協定書を締結)傘下の個別金融機関(北海道から沖縄まで各本店をもつ各金融機関733社)**
- **全国に支店をもつ金融機関(商工中金、信金中央金庫等)(東京三会金融ADRと協定書を締結済みのもの)。**
- **仮想通貨交換業における金融ADR**

弁護士会ADRの金融ADRに対する 取り組み(6)

- 東京三会と各地弁護士会との「現地調停」「移管調停」の協定締結会数は、「現地調停」が、**39会(42弁護士会のネットワーク化)**、「移管調停」が20会となっている。
- 「現地調停」協定書結先弁護士会は北は旭川、釧路、札幌、函館、南は沖縄の各弁護士会が含まれており、ほぼ、日本全国を網羅(東京三会と39弁護士会が**Skype調停**)

弁護士会ADRの国際家事ADR(ハーグ条約ADR)に対する取り組み

「ハーグ条約ADR」に対する取 り組み(1)

- 「ハーグ条約」の国内法施行(平成26年4月1日)に先立ち、外務省は、東京三会等に対し、国境を越えた「子の移動」について、主として、子との「面会交流」を目的としたADR(テレビ会議システムを利用した国際間のADR)のパイロット事業実施の依頼を行い、東京三会は、平成24年度及び平成25年度の2年度にわたってこれを受諾して、この事業の実施。

「ハーグ条約ADR」に対する取 り組み(2)

- 2014年4月から2015年3月までには、外務省の補助を受け、東京三会、大阪(民間総合調停センター)、沖縄で「国際家事ADR」本事業が実施され、東京三会及び大阪に9件のADR案件(「面会交流案件」及び「子の外国への返還案件」)の申立がなされ、そのうち5件が当該年度内に終了した(残り4件は年度をまたいで継続中となった)終了した5件中、2件の和解が成立し(いずれも面会交流案件)、3件で和解不成立。

「ハーグ条約ADR」に対する取 り組み(3)

- 2015年4月からは、愛知県弁護士会が、2016年4月からは、福岡弁護士会が本事業に参加することとなって、東京三会、大阪、沖縄と合わせて合計7つの日本国内ADR機関が本事業を扱うこととなり、継続案件を含めて「国際家事ADR」案件に取り組んでいる(2017年度以降は沖縄を除く6ADR機関となった)。
- 2014年4月から2018年3月までの申立総数34件中、成立9件、不成立17件、不応諾4件、継続4件

「ハーグ条約ADR」に対する取 り組み(4)

- 2017年11月国際家事ADR(ハーグ条約実施法第6条所定の「外国返還援助決定」がなされたもの)で「日本初の子の返還に関する和解成立事例」(第一東京弁護士会)。
- 4年間にわたり、「ハーグ事案の委託事業」を継続してきた外務省にとっても、「本邦初の子の常居所地国への返還を合意内容とするADRによる和解事例」であった。

「ハーグ条約ADR」に対する取 り組み(5)

- 2015年度において、東京三会(具体的には第一東京弁護士会仲裁センター)は、上記「ハーグ条約」に係る当事者間の「二国間共同調停」(日本のADR機関が外国のADR機関と提携して行う共同調停)に関する検討事業(パイロット事業)を外務省から受託。
- 第一東京弁護士会仲裁センターは、ドイツのハーグ事案を取り扱うADR機関であるMikk(Mediation bei internationalen Kindschaftskonflikten)との間で「二国間共同調停」の協定書の締結交渉を行ったうえ、2016年2月11日に同協定書を締結。日本初、世界でも希である。
- 2016年度においては、愛知県弁護士会と英国のREUNITE(ADR機関)との間で協定書締結。

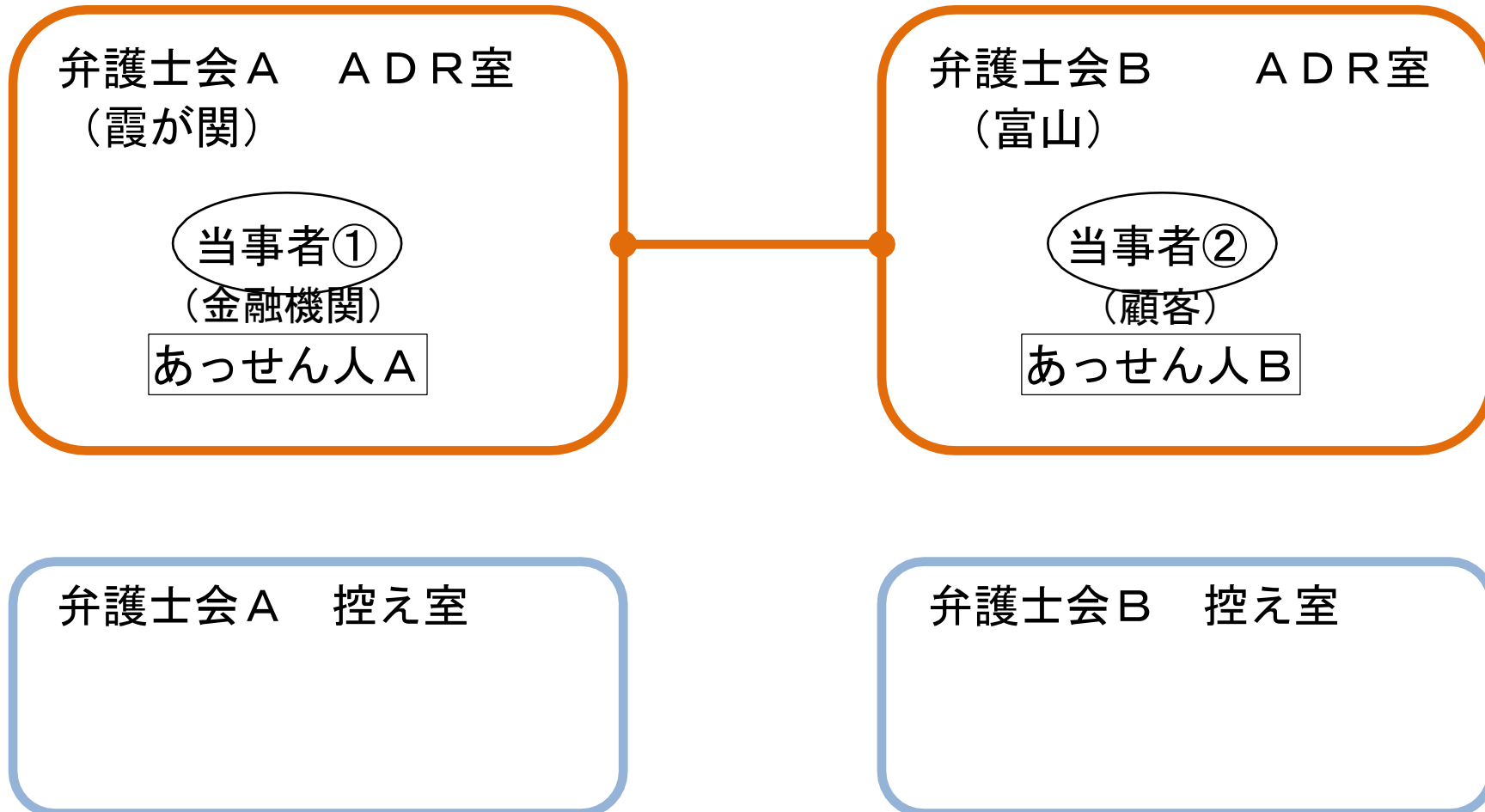
「ハーグ条約ADR」に対する取 り組み(6)

- 外国に存在するLBP(left-behind parent)との調停は、基本的にIT(Skype)に頼らざるを得ない(国境をまたぐ調停であるから、裁判所のe-courtでは、現行法上、調停でも困難ではないか)。
- 現在6事業者いる国際家事ADR事業者のうち、関東以東の事業者は東京三会のみであり、TP(taking parent)が、遠方にいる場合(たとえば北海道)、霞ヶ関に出頭を要請すれば、もともと和解率の低い国際家事ADRにおいては、このような取扱いは実質的に「ADR利用の拒否」にあたるのではないか(こちらにもIT(Skype)による調停の必要性。3地点Skype)



弁護士会金融ADRにおける Skype(スカイプ)利用の実例

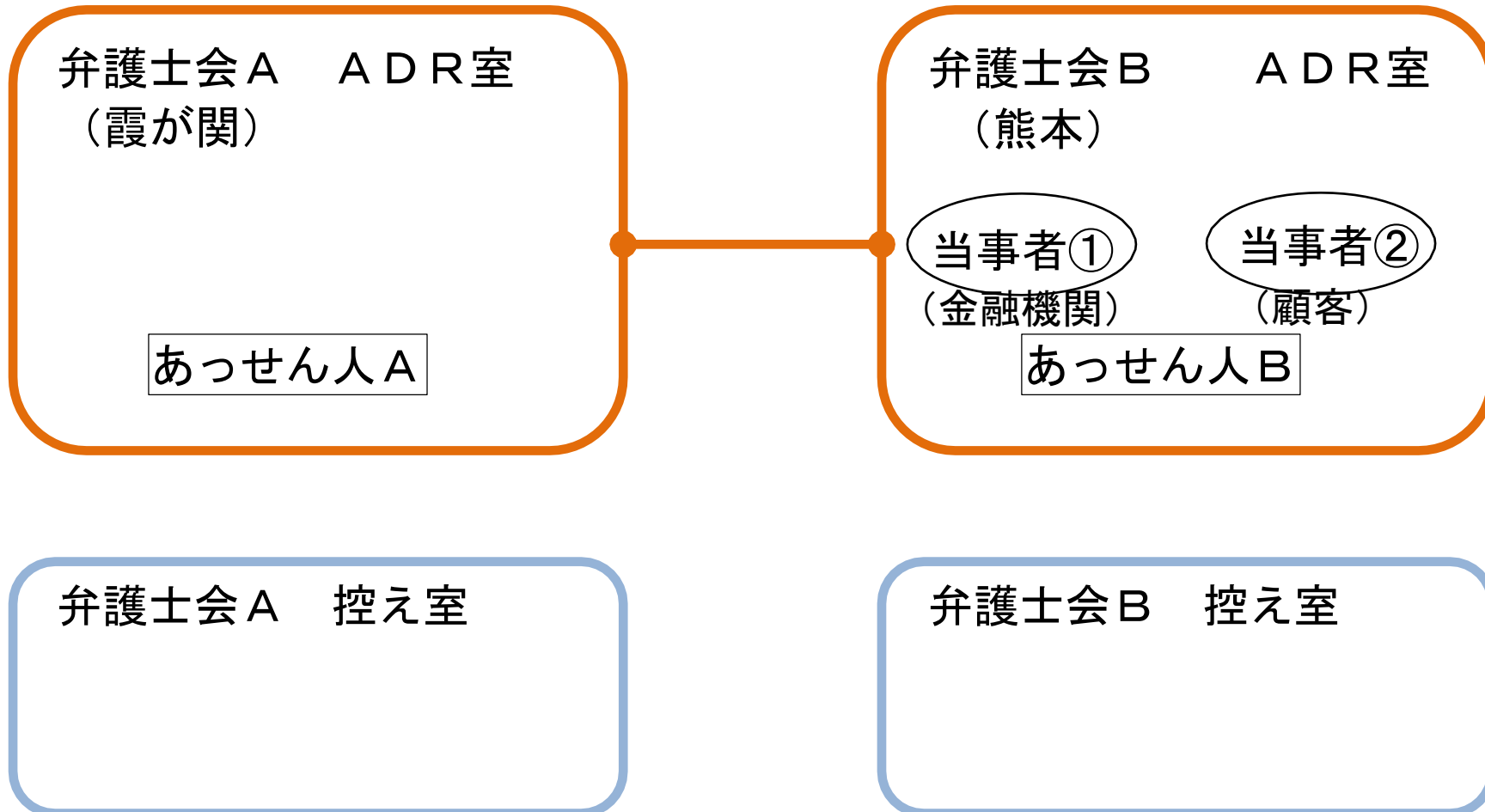
2地点（例：金融ADR①）



富山 - 霞ヶ関ケース

申立年月日	2015年1月22日	
終了年月日	2015年4月21日	
紛争の種類・金融商品	損害賠償等請求(貯金)	
金融機関	農業協同組合(大阪府所在)	
顧客	個人, 男性(相続人, 富山県在住)	
事案の概要	顧客(被相続人)が死亡の数日前に約300万円の貯金の払戻しを受けたことの正当性をめぐる紛争。	
結果	和解	
経過	共済の解約をめぐっても紛争が生じていたが, 相手方が, 申立人に対し, 解決金(約20万円)を支払うことにより, 貯金及び共済に関する紛争をまとめて解決する旨の和解が成立した。	
審理期間・期日回数	審理期間:89日, 期日回数:2回	
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

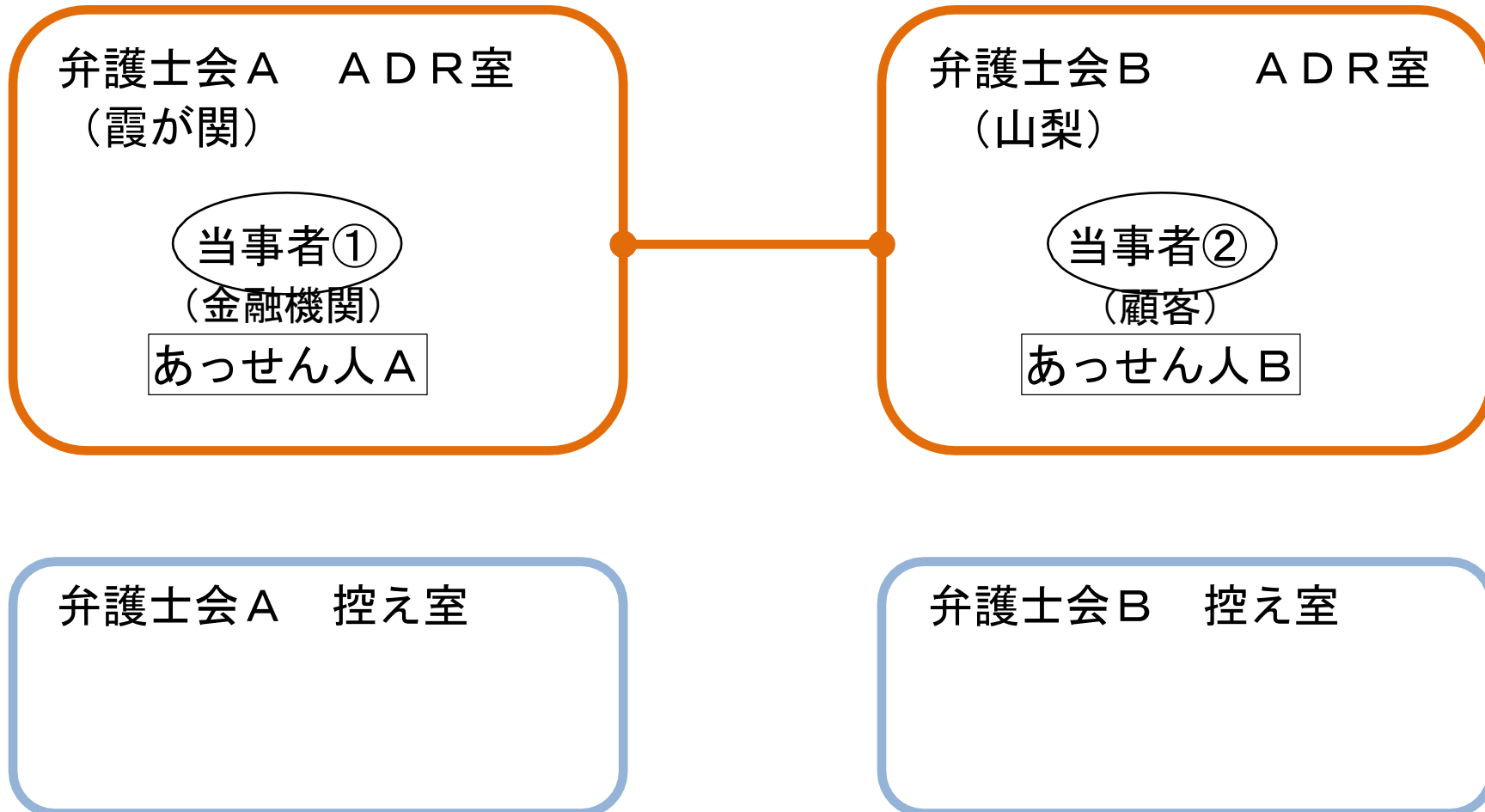
2地点（例：金融ADR②）



熊本 - 霞ヶ関ケース

申立年月日	2016年7月11日	
終了年月日	2016年9月26日	
紛争の種類・金融商品	火災共済に関する説明義務違反による損害賠償請求	
金融機関	地域金融機関	
顧客	個人, 男性	
事案の概要	顧客の立場: 申立人は, 相手方との間で金銭消費貸借契約を締結し, 包括質権火災共済に加入した。その後, 申立人の所有する家屋は台風により被害を受けたため, 申立人は, 相手方に対し, 上記火災共済による保険金の支払を請求したところ, 本件火災共済は火災被害のみを対象としており, 風災については見舞金しか出ないといわれた。相手方は, 説明義務を怠っていたため, 家屋修繕費用(約100万円)と見舞金の差額を損害賠償として請求する。	
	金融機関の立場: 相手方は, 申立人に必要な説明を行っており, 申立人は, 火災共済契約の当事者として, 自ら契約内容を確認すべきであった。	
	結果 和解	
経過・和解の要点	相手方は申立人に対し不快の念を抱かせたことを謝罪し, 解決金10万円を支払う。	
審理期間・期日回数	審理期間:78日	期日回数:2回
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

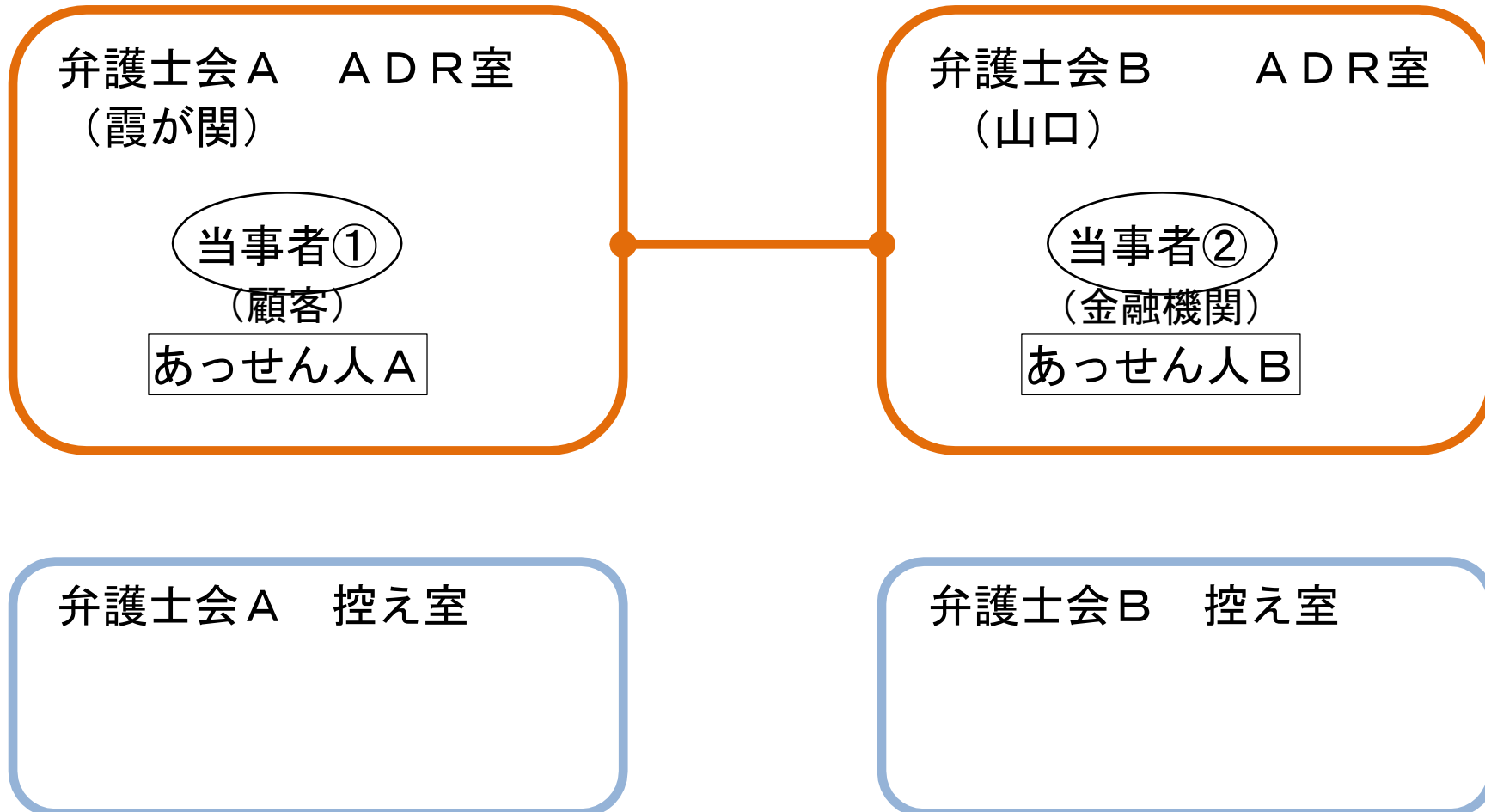
2地点（例：金融ADR③）



山梨 - 霞ヶ関ケース

申立年月日	2017年3月31日	
終了年月日	2017年12月25日	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求等	
金融機関	信用組合	
顧客	個人, 男性	
事案の概要	<p>顧客の立場: 顧客が昭和62年2月に、金融機関に勤める親族から依頼を受けて1300万円を金融機関の顧客名義の口座に入金したところ、平成26年に顧客の義理の母の死亡に伴い、遺産等の整理とあわせて、金融機関への顧客の預金預け入れ状況を確認したところ、1300万円が所在不明となった。金融機関は払い戻し請求に応じるべきである。</p> <p>金融機関の立場: 1300万円は顧客と顧客の妻の口座に書き換えがされ最終的に顧客の妻の口座に定期預金1500万円として一本化され、昭和63年10月に解約されており、払い戻し済みであって、顧客に支払うべき払戻金はなく、金融機関において顧客への支払い義務はない。</p>	
結果	和解	
経過・和解の要点	<p>顧客の親族であり、金融機関に勤務していた者が顧客の口座を管理していたこと、金銭の移動も同人が行ったと思われること、同人が顧客の妻の口座の開設をしているがその際に架空住所を使用するなどしていたことから、同人が顧客及び顧客の妻に無断で口座間の金銭の移動及び払出をしたものと考えられるところ、金融機関において準占有者への弁済の有効性を立証できないため、金融機関は顧客の払出に応じることが相当であるとし、当該金額については証拠関係から1200万円であるとした。ただし、長期間顧客が金融機関への請求をせず、訴訟の場合には時効の問題があることから、責任割合を1対2とし、金融機関に対し顧客に800万円の支払いをするべきとの条項案を提示したところ、金融機関がこれを受諾し、和解した。</p>	
審理期間・期日回数	審理期間: 269日	期日回数: 6回
代理人	顧客: なし	金融機関: あり

2地点（例：金融ADR④）



山口 - 霞ヶ関ケース

申立年月日	2017年4月12日	
終了年月日	2017年8月3日	
紛争の種類・金融商品	名義変更事実・理由開示請求等	
金融機関	農業協同組合	
顧客	個人	
事案の概要	<p>顧客の立場: 顧客の父Aが死亡し、相続人である顧客が遺品整理をしていたところ、父A名義の相手方の貯金通帳(以下「本件貯金通帳」という)が見つかった。最後の記帳は昭和57年付け差引残高約40万円というものであった。顧客が、相手方に対し、上記貯金口座(以下「本件口座」という)について問い合わせたところ、相手方の回答は、本件口座の名義人は変更されており、新名義人・変更時期・変更理由等の詳細はわからない、父A名義の貯金は存在しないというものであった。</p> <p>金融機関である相手方は、CSR又はフィデューシャリー・デューティーを負っており、顧客に対する預金管理・説明責任を負っているとして、顧客は相手方に対し、名義変更の事実・理由の開示と、貯金契約の存在の確認を求める。</p> <p>金融機関の立場: 支所コード及び本件貯金通帳記載の口座番号をもとに昭和62年のコムを調査したが、名義人は、父Aではなく別人Bであった。その他、父A名義の貯金口座の存在を示す記録・資料は存在しない。本件貯金口座の名義人は、当初から父Aではなく、別人Bであり、相手方に父A名義の貯金口座は存在しない。</p> <p>本件は、記録上口座名義人の存在が確認できない場合であり、消滅時効の援用は許される。</p>	
結果	和解	
経過・和解の要点	父A名義の貯金口座と別人B名義の貯金口座は併存しており、父A名義の預金口座が別人B名義に変更された事実及び父A名義の貯金債権が消滅したことを証する事実は認められないこと、弁護士会の金融ADRは金融機関の顧客に対するサービスという側面があり、金融機関が消滅時効援用することは相当ではないことを指摘の上、元金相当額の返金で和解が成立した。	
審理期間・期日回数	審理期間：113日	期日回数：3回
代理人	顧客：なし	金融機関：あり



弁護士会国際家事ADR「ハーグ条約ADR」におけるSkype(スカイプ)利用の実例(3地点)

3地点（例：国際家事ADR）

